

○土浦市介護予防・日常生活支援総合事業に係る指定事業者の指定等に関する要綱

平成29年3月15日告示第31号

改正

平成30年4月2日告示第161号

土浦市介護予防・日常生活支援総合事業に係る指定事業者の指定等に関する要綱

目次

- 第1章 総則（第1条—第6条）
- 第2章 基準型訪問サービス事業
 - 第1節 人員、設備及び運営に関する基準（第7条—第17条）
 - 第2節 基準型訪問サービス事業に要する費用の額の算定に関する基準（第18条）
- 第3章 緩和型訪問サービス事業
 - 第1節 人員、設備及び運営に関する基準（第19条—第24条）
 - 第2節 緩和型訪問サービス事業に要する費用の額の算定に関する基準（第25条）
- 第4章 基準型通所サービス事業
 - 第1節 人員、設備及び運営に関する基準（第26条—第33条）
 - 第2節 基準型通所サービス事業に要する費用の額の算定に関する基準（第34条）
- 第5章 緩和型通所サービス事業
 - 第1節 人員、設備及び運営に関する基準（第35条—第40条）
 - 第2節 緩和型通所サービス事業に要する費用の額の算定に関する基準（第41条）
- 第6章 第1号事業支給費の支給及び支給限度額（第42条・第43条）
- 第7章 指定の有効期間（第44条）
- 第8章 雑則（第45条）

付則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この告示は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）における指定第1号事業者の指定に係る手続並びに人員、設備及び運営に関する基準等について、法及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合事業 法第115条の45第1項第1号の第1号事業をいう。
- (2) 指定第1号事業者 法第115条の45の3第1項の指定事業者をいう。
- (3) 基準型訪問サービス事業 法第115条の45第1項第1号イの第1号訪問事業のうち、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第5条の規定による改正前の介護保険法（以下「旧法」という。）第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護に相当するサービスを行う事業をいう。
- (4) 常勤換算方法 事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。
- (5) 緩和型訪問サービス事業 基準型訪問サービス事業に比して緩和した基準によるサービスを行う事業をいう。
- (6) 基準型通所サービス事業 法第115条の45第1項第1号ロの第1号通所事業のうち、旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に相当するサービスを行う事業をいう。
- (7) 緩和型通所サービス事業 基準型通所サービス事業に比して緩和した基準によるサービスを行う事業をいう。
- (8) 第1号事業支給費 法第115条の45の3第1項の第1号事業支給費をいう。
- (9) 居宅要支援被保険者等 法第115条の45第1項第1号の居宅要支援被保険者等をいう。

2 前項に定めるもののほか、この告示における用語の意義は、法及び施行規則において使用する用語の例による。

(事業者の指定及び指定更新)

第3条 法第115条の45の5第1項の規定による指定第1号事業者の指定又は法第115条の45の6第1項の規定による指定第1号事業者の指定の更新の申請は、土浦市介護予防・日常生活支援総合事業指定第1号事業者（指定・指定更新）申請書（様式第1号）その他必要な書類を市長に提出することにより行うものとする。

2 市長は、前項の申請があった場合は、その内容を審査し、指定第1号事業者の指定又は指

定更新の可否を決定し、土浦市介護予防・日常生活支援総合事業指定第1号事業者（指定・指定更新）決定通知書（様式第2号）又は土浦市介護予防・日常生活支援総合事業指定第1号事業者不指定決定通知書（様式第3号）により、同項の申請をした者に通知するものとする。

（市の裁量による指定等）

第4条 市長は、前条第2項の規定による指定第1号事業者の指定又は指定更新の決定を行うに当たり、新たに指定第1号事業者を指定し、又は指定更新することにより、土浦市介護保険事業計画に定める地域支援事業に係る計画量を超過する場合その他の市における地域支援事業の円滑かつ適正な実施に支障が生じると認められる場合は、これを行わないことができる。

（変更の届出等）

第5条 第3条第2項の規定により指定第1号事業者に指定し、又は指定更新する旨の通知を受けた事業者（以下「市指定第1号事業者」という。）は、施行規則第140条の63の5第1項に規定する事項に変更があったときは、土浦市介護予防・日常生活支援総合事業指定第1号事業者変更届出書（様式第4号）により、市長に当該変更が生じた日から10日以内に届け出るものとする。

2 市指定第1号事業者は、当該市指定第1号事業者に指定又は指定更新をされた事業の廃止、休止又は再開をしようとするときは、土浦市介護予防・日常生活支援総合事業指定第1号事業者事業（廃止・休止・再開）届出書（様式第5号）により、市長に届け出るものとする。

（指定等の取消し等）

第6条 法第115条の45の9の規定により、市指定第1号事業者の指定又は指定更新を取り消し、又は期間を定めてその市指定第1号事業者の指定の全部若しくは一部の効力を停止したときは、土浦市介護予防・日常生活支援総合事業指定第1号事業者（指定・指定更新）（取消し・停止）通知書（様式第6号）により、当該市指定第1号事業者に通知するものとする。

第2章 基準型訪問サービス事業

第1節 人員、設備及び運営に関する基準

（基本方針）

第7条 基準型訪問サービス事業は、利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、訪問介護員等（訪問介護員（都道府県知事の指定する訪問介護養成研修を修

了した者をいう。以下同じ。), 訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は旧法第8条の2第2項の政令で定める者をいう。次条及び第12条において同じ。)による入浴, 排せつ, 食事の介護, 身体の介護その他の生活全般にわたる支援及び生活の援助を行うことにより, 利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(訪問介護員等の人数)

第8条 基準型訪問サービス事業を行う者(以下「基準型訪問サービス事業者」という。)が基準型訪問サービス事業を行う事業所ごとに置くべき訪問介護員等の人数は, 常勤換算方法で2.5人以上とする。

2 基準型訪問サービス事業者は, その事業所ごとに常勤の訪問介護員等のうち利用者(当該基準型訪問サービス事業者が指定訪問介護事業者(指定居宅サービス等の事業の人員, 設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅介護サービス等基準」という。)第5条第1項の指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。)又は旧法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護に係る事業を行う者(以下「指定介護予防訪問介護事業者」という。)の指定を併せて受け, かつ, 基準型訪問サービス事業と指定訪問介護(指定居宅介護サービス等基準第4条の指定訪問介護をいう。以下同じ。)の事業又は基準型訪問サービス事業と指定介護予防訪問介護(介護保険法施行規則等の一部を改正する省令(平成27年厚生労働省令第4号)附則第2条第3号及び第4条第3号の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第5条の規定による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員, 設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号。以下「旧指定介護予防サービス等基準」という。)第4条に規定する指定介護予防訪問介護をいう。以下同じ。)の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合は, 当該事業所における基準型訪問サービス(前条の生活全般にわたる支援及び生活の援助を行うサービスをいう。以下同じ。)及び指定訪問介護の利用者又は基準型訪問サービス及び指定介護予防訪問介護の利用者。以下この条において同じ。)の数が40又はその端数を増すごとに1人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。この場合において, 当該サービス提供責任者の人数については, 利用者の数に応じて常勤換算方法により算出することができる。

3 前項の利用者の数は, 前3月の基準型訪問サービスの利用者の数の平均値とする。ただし, 新規に指定を受ける場合は, 推定の利用者の数によるものとする。

4 第2項のサービス提供責任者は, 訪問介護員等であって, 専ら基準型訪問サービスに従事

する者をもって充てなければならない。この場合において、利用者に対する基準型訪問サービスの提供に支障がない場合は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（土浦市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年条例第16号）第6条第1項の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。第20条第4項において「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」という。）又は同条例第47条第1項の指定夜間対応型訪問介護事業所に従事することができる。

- 5 基準型訪問サービス事業者が指定訪問介護事業者又は指定介護予防訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、基準型訪問サービス事業と指定訪問介護又は指定介護予防訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定居宅介護サービス等基準第5条第1項から第4項まで又は旧指定介護予防サービス等基準第5条第1項から第4項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する人員に関する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第9条 基準型訪問サービス事業者は、事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を1人以上置かなければならない。この場合において、事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

（設備及び備品）

第10条 基準型訪問サービス事業者は、事業所に基準型訪問サービス事業の運営に必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、基準型訪問サービスの提供に必要な設備及び備品を備えなければならない。

- 2 基準型訪問サービス事業者が指定訪問介護事業又は指定介護予防訪問介護事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定居宅介護サービス等基準第7条第1項又は旧指定介護予防サービス等基準第7条第1項に規定する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（個別計画の作成）

第11条 第8条第2項のサービス提供責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、基準型訪問サービスの目標、当該目標を達成するために必要な具体的な基準型訪問サービスの内容、基準型訪問サービスの提供を行う期間等を記載した基準型訪問サービス計画を作成するものとする。

(基準型訪問サービスの内容等の説明及びその提供開始の同意)

第12条 基準型訪問サービス事業者は、基準型訪問サービスの提供の開始に際し、あらかじめ利用申込者又はその家族に対し、重要事項に関する規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者の基準型訪問サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、基準型訪問サービスの提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

(提供拒否の禁止)

第13条 基準型訪問サービス事業者は、正当な理由なく基準型訪問サービスの提供を拒んではならない。

(衛生管理等)

第14条 基準型訪問サービス事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 基準型訪問サービス事業者は、事業所の設備、備品の衛生的な管理に努めなければならない。

(秘密保持等)

第15条 基準型訪問サービス事業の事業所の従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 基準型訪問サービス事業者は、事業所の従業者であった者が正当な理由なくその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 基準型訪問サービス事業者は、サービス担当者会議（土浦市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成26年土浦市条例第68号）第32条第9号のサービス担当者会議をいう。）等において、利用者の個人情報を用いる場合にあつては当該利用者の、利用者の家族の個人情報を用いる場合にあつては当該家族の同意をあらかじめ文書により得ておかななければならない。

(事故発生時の対応)

第16条 基準型訪問サービス事業者は、利用者に対する基準型訪問サービスの提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防ケアマネジメントを行う地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 基準型訪問サービス事業者は、前項の事故の状況及び当該事故に際して講じた措置について記録し、速やかに市長に報告しなければならない。
- 3 基準型訪問サービス事業者は、利用者に対する基準型訪問サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行わなければならない。
(事業の廃止又は休止の届出等)

第17条 基準型訪問サービス事業者は、基準型訪問サービス事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止し、又は休止しようとする日の1月前までに、次に掲げる事項を市長へ届け出なければならない。

- (1) 廃止し、又は休止しようとする年月日
- (2) 廃止し、又は休止しようとする理由
- (3) 現に基準型訪問サービスを受けている者に対する措置
- (4) 休止しようとする場合は、休止する予定の期間

- 2 基準型訪問サービス事業者は、前項の規定による事業の廃止又は休止の届出をしたときは、基準型訪問サービスを受けていた者に対して、事業を廃止し、又は休止する日以後においても引き続き基準型訪問サービスが継続的に提供されるよう、当該事業を廃止し、又は休止する日の1月前から介護予防ケアマネジメントを行う地域包括支援センターとの連絡調整その他の必要な措置を講じなければならない。

第2節 基準型訪問サービス事業に要する費用の額の算定に関する基準

第18条 基準型訪問サービスに要する費用の額は、別表に定める単位数に同表に定める1単位の単価を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

第3章 緩和型訪問サービス事業

第1節 人員、設備及び運営に関する基準

(基本方針)

第19条 緩和型訪問サービス事業は、利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は生活機能の維持若しくは向上を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、訪問介護員等(訪問介護員、介護福祉士、旧法第8条の2第2項の政令で定める者又は研修受講者(介護保険制度、介護を実施する際の緊急対応等に関する研修を受講した者で市長が認めるものをいう。))をいう。次条において同じ。)による基準型訪問サービスと比して緩和された掃除、買い物、調理などの生活の支援及び生活の援助を行うこ

と（以下「緩和型訪問サービス事業」という。）により、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

（従業者の人数）

第20条 緩和型訪問サービス事業を行う者（以下「緩和型訪問サービス事業者」という。）が緩和型訪問サービス事業を行う事業所ごとに置くべき従業者の人数は、当該緩和型訪問サービス事業を適切に行うために必要と認められる数とする。

2 緩和型訪問サービス事業者は、事業所ごとに、前項の従業者のうち、利用者（当該緩和型訪問サービス事業者が指定訪問介護事業者又は指定介護予防訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、緩和型訪問サービスと指定訪問介護の事業又は緩和型訪問サービスと指定介護予防訪問介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合は、当該事業所における緩和型訪問サービス及び指定訪問介護の利用者又は緩和型訪問サービス及び指定介護予防訪問介護の利用者。以下この条において同じ。）の数に応じ必要と認められる数の訪問事業責任者を配置しなければならない。

3 前項の利用者の数は、前3月の緩和型サービスの利用者の数の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定の利用者の数によるものとする。

4 第2項の訪問事業責任者は、緩和型訪問サービスの提供に当たる訪問介護員等であって、緩和型訪問サービスに従事する者をもって充てなければならない。この場合において、利用者に対する緩和型訪問サービスの提供に支障がない場合は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所又は指定夜間対応型訪問介護事業所に従事することができるものとする。

5 緩和型訪問サービス事業者が指定訪問介護事業者又は指定介護予防訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、緩和型訪問サービスと指定訪問介護又は緩和型訪問サービスと指定介護予防訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定居宅介護サービス等基準第5条第1項から第4項まで又は旧指定介護予防サービス等基準第5条第1項から第4項までに規定する人員に関する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第21条 緩和型訪問サービス事業者は、事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を1人以上置かなければならない。この場合において、事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することが

できるものとする。

(設備及び備品)

第22条 緩和型訪問サービス事業の事業所には、緩和型訪問サービス事業の運営に必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、緩和型訪問サービスの提供に必要な設備及び備品を備えなければならない。

2 緩和型訪問サービス事業者が指定訪問介護事業又は指定介護予防訪問介護事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定居宅介護サービス等基準第7条第1項又は旧指定介護予防サービス等基準第7条第1項に規定する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(個別計画の作成)

第23条 第20条第2項の訪問事業責任者は、必要に応じて、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、緩和型訪問サービスの目標、当該目標を達成するために必要な具体的な緩和型訪問サービスの内容、緩和型訪問サービスの提供を行う期間等を記載した緩和型訪問サービス計画を作成するものとする。

(準用)

第24条 第12条から第17条までの規定は、緩和型訪問サービス事業について準用する。

第2節 緩和型訪問サービス事業に要する費用の額の算定に関する基準

第25条 緩和型訪問サービスに要する費用の額は、別表に定める単位数に同表に定める1単位の単価を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

第4章 基準型通所サービス事業

第1節 人員、設備及び運営に関する基準

(基本方針)

第26条 基準型通所サービス事業は、利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるように日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(従業者の人数)

第27条 基準型通所サービス事業を行う者（以下「基準型通所サービス事業者」という。）が基準型通所サービス事業を行う事業所ごとに置くべき従業者の人数は、次に掲げるとおりと

する。

- (1) 生活相談員 基準型通所サービス（前条の日常生活上の支援及び機能訓練を行うサービスをいう。以下同じ。）を提供する日ごとに、基準型通所サービスを提供している時間帯に生活相談員（専ら基準型通所サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計を、当該基準型通所サービスを提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数
 - (2) 看護師又は准看護師（以下これらを「看護職員」という。） 基準型通所サービスの単位ごとに、専ら当該基準型通所サービスの提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数
 - (3) 介護職員（入浴、食事等の介助を行う者をいう。以下同じ。） 基準型通所サービスの単位ごとに、当該基準型通所サービスを提供している時間帯に介護職員（専ら基準型通所サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を、当該基準型通所サービスを提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（当該事業者が指定通所介護事業者（指定居宅介護サービス等基準第93条第1項の指定通所介護事業者をいう。以下同じ。）又は旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護の事業を行う者（以下「指定介護予防通所介護事業者」という。）の指定を併せて受け、かつ、基準型通所サービス事業と指定通所介護（指定居宅介護サービス等基準第92条の指定通所介護をいう。以下同じ。）の事業又は基準型通所サービス事業と指定介護予防通所介護（旧指定介護予防サービス等基準第96条に規定する指定介護予防通所介護をいう。以下同じ。）の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合は、当該事業所における基準型通所サービス及び指定通所介護の利用者又は基準型通所サービス及び指定介護予防通所介護の利用者。以下この条において同じ。）の数が15人までの場合にあつては1以上、利用者の数が15人を超える場合にあつては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数
 - (4) 機能訓練指導員（日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者をいう。） 1以上
- 2 基準型通所サービスの利用定員（事業所において同時に基準型通所サービスの提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下同じ。）が10人以下である場合は、前項の規定にかかわらず、看護職員及び前項第3号の介護職員の員数を、基準型通所サービスの単位ごとに、当該基準型通所サービスを提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも

専ら当該基準型通所サービスの提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。

- 3 基準型通所サービス事業者は、基準型通所サービスの単位ごとに、第1項第3号の介護職員(前項の適用を受ける場合にあっては、同項の看護職員又は前項第3号の介護職員。次項及び第7項において同じ。)を、常時1人以上当該基準型通所サービスに従事させなければならない。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の基準型通所サービスの単位の介護職員として従事することができるものとする。
- 5 前各項の基準型通所サービスの単位は、基準型通所サービスであってその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。
- 6 第1項第4号の機能訓練指導員は、当該基準型通所サービスの他の職務に従事することができるものとする。
- 7 基準型通所サービスの利用定員が11人以上である場合は、第1項第1号の生活相談員又は同項第3号の介護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。
- 8 基準型通所サービス事業者が指定通所介護事業者又は指定介護予防通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、基準型通所サービス事業と指定通所介護の事業又は基準型通所サービス事業と指定介護予防通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定居宅介護サービス等基準第93条第1項から第7項まで又は旧指定介護予防サービス等基準第97条第1項から第7項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第28条 基準型通所サービス事業者は、事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を1人以上置かなければならない。この場合において、事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(設備及び備品)

第29条 基準型通所サービスの事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備及び備品並びに基準型通所サービスの提供に必要な浴槽その他の設備及び備品を備えていなければならない。

2 前項の設備の基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 食堂及び機能訓練室

ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

イ アにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合は、同一の場所とすることができる。

(2) 相談室は、遮蔽物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

3 第1項の設備は、専ら基準型通所サービス事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する基準型通所サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 基準型通所サービス事業者が指定通所介護事業者又は指定介護予防通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、基準型通所サービス事業と指定通所介護の事業又は基準型通所サービス事業と指定介護予防通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定居宅介護サービス等基準第95条第1項から第3項まで又は旧指定介護予防サービス等基準第99条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(個別計画の作成)

第30条 第28条の管理者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、基準型通所サービスの目標、当該目標を達成するために必要な具体的な基準型通所サービスの内容、基準型通所サービスの提供を行う期間等を記載した基準型通所サービス計画を作成するものとする。

(基準型通所サービスの内容等の説明及びその提供開始の同意)

第31条 基準型通所サービス事業者は、基準型通所サービスの提供の開始に際し、あらかじめ利用申込者又はその家族に対し、重要事項に関する規程の概要、基準型通所サービス事業者に従業する者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、基準型通所サービスの提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

(衛生管理等)

第32条 基準型通所サービス事業者は、利用者の使用する施設、手すりその他の設備、食器その他の備品又は飲用に供する水の衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなけれ

ばならない。

2 基準型通所サービス事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(準用)

第33条 第13条及び第15条から第17条までの規定は、基準型通所サービス事業について準用する。

第2節 基準型通所サービス事業に要する費用の額の算定に関する基準

第34条 基準型通所サービスに要する費用の額は、別表に定める単位数に同表に定める1単位の単価を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

第5章 緩和型通所サービス事業

第1節 人員、設備及び運営に関する基準

(基本方針)

第35条 緩和型通所サービス事業は、利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、ミニデイサービス、運動、レクリエーション等を行うことにより、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(従業者の人数)

第36条 緩和型通所サービス事業を行う者（以下「緩和型通所サービス事業者」という。）が緩和型通所サービス事業を行う事業所ごとに置くべき従業者の人数は、緩和型通所サービス（前条のミニデイサービス、運動、レクリエーション等を行うサービスをいう。以下同じ。）の単位ごとに、当該緩和型通所サービスを提供している時間帯に従業者（専ら緩和型通所サービスの提供に当る者に限る。）が勤務している時間数の合計数を、当該緩和型通所サービスを提供している時間数で除して得た数が利用者（指定通所介護事業者又は指定介護予防通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、緩和型通所サービス事業と指定通所介護の事業又は緩和型通所サービス事業と指定介護予防通所介護事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合は、当該事業所における緩和型通所サービス及び指定通所介護の利用者又は緩和型通所サービス及び指定介護予防通所介護の利用者。以下この条において同じ。）の数が15人までの場合は1以上、利用者の数が15人を超える場合は利用者1人当たりに対して必要と認められる数とする。

- 2 緩和型通所サービス事業者は、緩和型通所サービスの単位ごとに、前項の従業者を常時1人以上当該緩和型通所サービスに従事させなければならない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、従業者は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の緩和型通所サービスの単位の介護職員として従事することができるものとする。
- 4 前3項の緩和型通所サービスの単位は、緩和型通所サービスであって、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。
- 5 緩和型通所サービス事業者が指定通所介護事業者又は指定介護予防通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、緩和型通所サービス事業と指定通所介護の事業又は緩和型通所サービスと指定介護予防通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定居宅介護サービス等基準第93条第1項から第7項まで又は旧指定介護予防サービス等基準第97条第1項から第7項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第37条 緩和型通所サービス事業者は、その事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を1人以上置かなければならない。この場合において、事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(設備及び備品)

第38条 緩和型通所サービス事業者は、緩和型通所サービスを提供するために必要な場所並びに事業運営を行うために必要な設備及び備品を備えなければならない。

- 2 緩和型通所サービスを提供するために必要な場所の面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とする。
- 3 緩和型通所サービス事業者が指定通所介護事業者又は指定介護予防通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、緩和型通所サービス事業と指定通所介護の事業又は緩和型通所サービス事業と指定介護予防通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定居宅介護サービス等基準第95条第1項から第3項まで又は旧指定介護予防サービス等基準第99条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(個別計画の作成)

第39条 第37条の管理者は、必要に応じて、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、

緩和型通所サービスの目標、当該目標を達成するための具体的な緩和型通所サービスの内容、緩和型通所サービスの提供を行う期間等を記載した緩和型通所サービス計画を作成するものとする。

(準用)

第40条 第15条から第17条まで、第31条及び第32条の規定は、緩和型通所サービス事業について準用する。

第2節 緩和型通所サービス事業に要する費用の額の算定に関する基準

第41条 緩和型通所サービスに要する費用の額は、別表に定める単位数に同表に定める1単位の単価を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

第6章 第1号事業支給費の支給及び支給限度額

(第1号事業支給費の支給)

第42条 居宅要支援被保険者等が指定事業者の当該指定に係る総合事業を行う事業所により行われる当該総合事業を利用したときは、市は、当該居宅要支援被保険者等が当該指定事業者を支払うべき当該総合事業に要した費用について、当該居宅要支援被保険者等に対し支給すべき額の限度において、当該居宅要支援被保険者等に代わり、100分の90（法第59条の2第1項の規定を適用する場合にあっては100分の80、同条第2項の規定を適用する場合にあっては100分の70）に相当する額を当該指定事業者を支払う。この場合において、算定した額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(第1号事業支給費に係る支給限度額)

第43条 第1号事業支給費の支給限度額は、要支援1の介護予防サービス費の支給限度基準額に相当する額とする。ただし、居宅要支援被保険者等の状態を勘案し、市長が必要と認めるときは、要支援2の介護予防サービス費の支給限度基準額に相当する額とすることができる。

第7章 指定の有効期間

第44条 施行規則第140条の63の7の規定により市が定める期間は、6年とする。

第8章 雑則

第45条 この告示に定めるもののほか、総合事業における指定第1号事業者の指定に係る手続並びに人員、設備及び運営に関する基準等について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成27年4月1日の前日において、旧法第53条第1項本文の指定を受けて介護予防訪問介護又は介護予防通所介護を行うものであって、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律附則第13条ただし書の別段の申出をしないものについては、施行規則附則第31条ただし書の規定により、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間、法第115条の45第1項第1号イの第1号訪問事業又は法第115条の45第1項第1号ロの第1号通所事業を行う事業者として指定を受けたものとみなす。

付 則 (平成30年4月2日告示第161号)

この告示は、平成30年8月1日から施行する。

別表 (第18条, 第25条, 第34条, 第41条関係)

事業の種類	サービスの種類	単位数	1単位の単価
訪問型サービス	基準型訪問サービス	地域支援事業実施要綱 (平成28年1月15日付 け老発0115第1号厚生 労働省老健局長通知 「地域支援事業の実施 について」別紙の地域 支援事業実施要綱をい う。以下「実施要綱」 という。)の別添1の 1に定める単位	10円に厚生労働大臣が定め る一単位の単価(平成27年厚 生労働省告示第93号。以下 「単価告示」という。)第1 号の表の土浦市が該当する 地域区分(単価告示第2号の 表の土浦市が該当する地域 区分をいう。以下同じ。)の 訪問介護に係る割合を乗じ て得た額
	緩和型訪問サービス	市長が別に定める単位	単価告示第1号の表の土浦 市が該当する地域区分の訪 問介護に係る割合を乗じて 得た額
通所型サービス	基準型通所サービス	実施要綱の別添1の2 に定める単位	単価告示第1号の表の土浦 市が該当する地域区分の通 所介護に係る割合を乗じて

			得た額
	緩和型通所サービス	市長が別に定める単位	単価告示第1号の表の土浦市が該当する地域区分の通所介護に係る割合を乗じて得た額

様式第1号（第3条関係）

様式第1号(第3条関係)

受付番号	
------	--

年 月 日

(申請先) 土浦市長

所在地
申請者 名称
代表者 印

土浦市介護予防・日常生活支援総合事業指定第1号事業者(指定・指定更新)申請書

土浦市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の(指定・指定更新)を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

申請者	フリガナ					
	申請者の名称					
	主たる事業所の所在地	(郵便番号 ー)				
	連絡先	電話番号		メールアドレス又はFAX番号		
	法人の種別					
	代表者の職名、氏名及び生年月日	職名		フリガナ 氏名	生年月日	
	代表者の住所	(郵便番号 ー)				
指定又は再指定を受けようとする事業	事業所の名称					
	事業所の所在地	(郵便番号 ー)				
	連絡先	電話番号		メールアドレス又はFAX番号		
	事業の種類	第1号訪問事業 ・ 第1号通所事業 基準型 ・ 緩和型				
	事業開始予定年月日	年 月 日				
	現に受けている指定の有効期間の満了年月日(指定更新を受ける場合に限る。)	年 月 日				
	同一の所在地において行う事業の種類及び名称					
介護保険事業所番号(既に指定又は許可を受けている場合に限る。)						
指定を受けている他市町村名						
医療機関コード等						

様式第2号 (第3条関係)

様式第 2 号（第 3 条関係）

第 号
年 月 日

殿

土浦市長



土浦市介護予防・日常生活支援総合事業指定第 1 号事業者（指
定・指定更新）決定通知書

年 月 日付け（受付番号 ）で申請のあった土浦市介
護予防・日常生活支援総合事業指定第 1 号事業者の（指定・指定更新）につ
いては、下記のとおり（指定・指定更新）することに決定しましたので通知
します。

記

- 1 事業の種類
- 2 申請者の名称
- 3 申請者の代表者の氏名
- 4 指定又は指定更新を受けた事業所の名称
- 5 指定又は指定更新を受けた事業所の所在地
- 6 指定又は指定更新を決定した日 年 月 日
- 7 指定した期間又は指定更新した期間
年 月 日から 年 月 日まで

様式第3号（第3条関係）
様式第3号（第3条関係）

第 号
年 月 日

殿

土浦市長



土浦市介護予防・日常生活支援総合事業指定第1号事業者不指定決定通知書

年 月 日付け（受付番号 ）で申請のあった土浦市介護予防・日常生活支援総合事業指定第1号事業者の（指定・指定更新）については、下記のとおり（指定・指定更新）をしないと決定したので通知します。

記

（指定・指定更新）をしない理由

様式第4号（第5条関係）

様式第4号(第5条関係)

受付番号	
------	--

年 月 日

(届出先)土浦市長

所在地
届出者 名称
代表者 印

土浦市介護予防・日常生活支援総合事業指定第1号事業者変更届出書

次のとおり第1号事業所として指定を受けた申請の内容を変更しましたので届け出ます。

1 事業所名等

指定事業者番号	
指定内容を変更した事業所	名称
	所在地
サービスの種類	

2 変更した事項及び内容

変更した事項		変更した内容
1	事業所・施設の名称	(変更前)
2	事業所・施設の所在地	
3	申請者の名称	
4	主たる事業所の所在地	
5	代表者の氏名, 生年月日, 住所及び職名	
6	定款・寄附行為等及びその登録事項証明書等(この事業に関するものに限る。)	
7	事業所・施設の建物の構造, 専用区画等	(変更後)
8	事業所・施設の管理者の氏名, 生年月日, 住所及び経歴	
9	運営規程	
10	協力医療機関(病院)・協力歯科医療機関	
11	介護老人福祉施設, 介護老人保健施設, 病院等との連携支援体制	
12	第1号事業サービス費の請求に関する事項	
13	役員の氏名, 生年月日及び住所	
14	介護支援専門員の氏名及び登録番号等	
15	本体施設, 本体施設との移動経路等	
16	併設施設の状況等	
変更年月日		年 月 日

備考

- 1 該当する項目番号に○を付してください。
- 2 変更した内容が分かる書類を添付してください。
- 3 変更した日から10日以内に届けてください。

様式第5号 (第5条関係)
 様式第5号(第5条関係)

受付番号	
------	--

年 月 日

(届出先)土浦市長

所在地
 届出者 名 称
 代表者 印

土浦市介護予防・日常生活支援総合事業指定第1号事業者事業(廃止・休止・再開)届出書

次のとおり事業を(廃止・休止・再開)するので届け出ます。

指定事業者番号	
廃止・休止・再開する事業所	名称
	所在地
サービスの種類	
廃止・休止・再開の別	廃 止 ・ 休 止 ・ 再 開
廃止・休止・再開する年月日	年 月 日
休止予定期間	年 月 日～ 年 月 日
廃止・休止・再開する理由	
現にサービス又は支援を受けていた者に対する措置	

備考 廃止, 休止又は再開する日の1か月前までに届け出てください。

様式第6号 (第6条関係)

殿

土浦市長



土浦市介護予防・日常生活支援総合事業指定第1号事業者(指定・指定更新)(取消し・停止)通知書

年 月 日付け 第 号で決定した土浦市介護予防・日常生活支援総合事業指定第1号事業者の(指定・指定更新)について、次のとおり決定しましたので通知します。

決定区分	<input type="checkbox"/> (指定・指定更新)の取消し <input type="checkbox"/> (指定・指定更新)の効力の(□全部・□一部)の停止
(指定・指定更新)の取消し又は(指定・指定更新)の効力の停止を決定した理由	
事業所名	
所在地	
(指定・指定更新)を取消し、又は(指定・指定更新)の効力を停止する事業	
(指定・指定更新)の効力の一部を停止する場合にあっては、停止する指定事項	
(指定・指定更新)を取り消す日又は(指定・指定更新)の効力を停止する期間	<input type="checkbox"/> (指定・指定更新)を取り消す日 年 月 日 <input type="checkbox"/> (指定・指定更新)の効力を停止する期間 年 月 日から 年 月 日まで